

申し入れ

鎌ケ谷市長 芝田ひろみ様

2022年6月17日

「民主と自治の会」

藤代政夫

渡邊俊彦

戸部光枝

連絡先：445-9144

日頃より鎌ケ谷市民の個人の尊厳を尊重する市政運営にご尽力くださり敬意を表します。

デジタル関連6法案の成立から1年たちますが、今年4月1日から改正個人情報保護法の一部施行が始まり、来年春に全面施行となり鎌ケ谷市をはじめ地方自治体の個人情報保護条例と改正個人情報保護法との調整をしなければなりません。

個人情報保護委員会からは「・・・法の規律の考え方」「ガイドライン」が出されています。

しかし個人情報ビッグデータ利活用のため、2000個問題の解消のためとはいえあまりにも条例制定が「許容されない」項目が多く出されています。

歴史的には各自治体が早くから（国立市1975年から、国は2005年から）個人情報保護のための条例等を作って住民の情報の保護をしてきたことから地方自治体の自主性・自立性が尊重されなければならないと思われまます。

鎌ケ谷市民の個人情報保護のための施策を十二分に展開するのが市の役割だと考えます。

そこで来年に向け鎌ケ谷市はどのように対応しているのか？又、どのように鎌ケ谷市が住民と共に作ってきた個人情報保護条例の施策を守り拡充していくのかお伺いいたします。

- ① 鎌ケ谷市は来年に向けて改正個人情報保護法と市の個人情報保護条例との関係を審議会等にかけて検討していますか？
- ② 2000年地方分権一括法により国と市とは対等になりました。通達もなくなり通知（技術的助言）になりました。鎌ケ谷市には地方自治の本旨により条例制定権、法令の自主解釈権があると理解しますが、その様な理解でよろしいでしょうか？鎌ケ谷市の考えを教えてください。
- ③ 2020年10月15日千葉県からの照会「地方公共団体の個人情報保護制度のあり方検討に関する調査」への回答で示された鎌ケ谷市が考えていることが今回個人情報保護委員会のガイドラインでは「許容されない」ことになりそうなケースが多く出てきています。鎌ケ谷市は具体的にどう対応するか教えてください。
 - i) 議会が規制対象外（鎌ケ谷市の条例では対象）にされています。鎌ケ谷市はどうしますか？
 - ii) 死者の個人情報は鎌ケ谷市の条例では保護対象です。改正個人情報保

護法では対象外となります。条例のように対象として保護すべきですがどうしますか？

iii) 法律で規定されている要配慮個人情報のほかに鎌ケ谷市独自（条例では思想・宗教が規定されてますが）の「条例要配慮個人情報」に規定すべき個人情報はどのようなものですか？

又、要配慮個人情報の取得等の独自規定は許されないとガイドラインに記載されてますが、個人情報保護にとって必要な規定だと考えます。鎌ケ谷市はどう対応しますか？

iv) オンライン結合の制限について「条例規定を許容しない」とガイドラインは記載してますが、鎌ケ谷市の条例にはきちんと規定しています。オンライン結合による外部提供をチェックすることは必要なことだと思います。鎌ケ谷市はどう対応しますか？

v) 鎌ケ谷市の条例では多くの事柄について個人情報保護のため審議会の意見を聴くようになっていきます。ガイドラインでは「個人情報の取得、利用、提供、オンライン結合など典型的に審議会等の諮問を要件とする条例を定めることを許容しない」となっています。

鎌ケ谷市は県への照会回答でも審議会の役割が大切だと回答しています。住民の個人情報保護のためには審議会は重要だと思われます。市はどのようにして審議会の役割をまもり、拡充しますか？

- ④ 個人情報保護委員会のガイドラインは「技術的助言」だと思われませんが、鎌ケ谷市はどう考えますか？もしガイドラインに法的拘束力があると考えらるならその法的根拠ならびに根拠法令はどのようなものでしょうか？教えてください。

各自治体が作ってきた個人情報の保護のために重要な条例がリセットされかねません。住民の情報保護は鎌ケ谷市の役割です。

以上の項目について真摯なるご回答を7月12日までに文書でいただきたく存じます。